

I P 通信網サービス契約約款 別冊 (ドットフォンサービス) 【現改比較表】 2023年7月1日現在

～2023年6月30日

2023年7月1日～

[\(令和5年4月1日現在\)](#)

目次 (略)

第1条～第14条 (略)

(第2種ドットフォンサービスの区別)

第15条 第2種ドットフォンサービスには次の区別があります。

区 別	内 容
タイプ1	第2種ドットフォンサービスのうち国際電話利用休止機能を利用することができるもの

備考

タイプ1については、第2種ドットフォン利用回線において、[エヌ・ティ・ティ・テレソナント株式会社](#)のI P 通信網サービス契約約款に定めるIPv4タイプ以外の通信プロトコルのみを利用する場合、第37条 (回線による制約) に規定する制約があります。

[\(令和5年7月1日現在\)](#)

目次 (略)

第1条～第14条 (略)

(第2種ドットフォンサービスの区別)

第15条 第2種ドットフォンサービスには次の区別があります。

区 別	内 容
タイプ1	第2種ドットフォンサービスのうち国際電話利用休止機能を利用することができるもの

備考

タイプ1については、第2種ドットフォン利用回線において、[株式会社NTTドコモ](#)のI P 通信網サービス契約約款 (O C N) に定めるIPv4タイプ以外の通信プロトコルのみを利用する場合、第37条 (回線による制約) に規定する制約があります。

第16条～第17条（略）

（第2種ドットフォン契約申込みの承諾）

第18条 当社は、共通編第10条（I P通信網契約申込みの承諾）第1項の申込みがあった場合、第2種ドットフォン契約の申込者が、当社の推奨するボイスハードウェア等を使用することを条件として、その請求を承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、共通編第10条第2項に規定するほか、次の場合には、その第2種ドットフォンサービスの申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 第2種ドットフォンサービスの申込みをした者が、第2種ドットフォン利用回線に係る契約者と同一の者とならないとき。
- (2) 第2種ドットフォンサービスを利用する場所と第2種ドットフォン利用回線に係る電気通信設備の設置場所が同一とならないとき。
- (3) 第2種ドットフォン利用回線に係る電気通信設備において、[エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社](#)の[I P通信網サービス契約約款](#)に定める第1種ドットフォンサービスを利用しているとき。

第19条～第23条の2（略）

（第2種ドットフォン契約に基づく権利の譲渡）

第24条 当社は、共通編第13条（I P通信網契約に基づく権利の譲渡）第1項及び第2項の規定により第2種ドットフォン利用権（第2種ドットフォン契約者が第2種ドットフォン契約に基づいて第2種ドットフォンサービスの提供を受ける権利を言います。以下同じとします。）の譲渡の承認を求められたときは、共通編第13条第3項のほか、第2種ドットフォン利用回線に係る第2種利用権（[エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社](#)の[I P通信網サービス契約約款](#)に定める第2種契約者が第2種契約に基づいて第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受ける権利を言います。）の譲渡が認められない場合を除いて、これを承認します。

（当社が行う第2種ドットフォン契約等の解除）

第25条 当社は、第2種ドットフォン契約者からその第2種ドットフォン契約に係る第2種ドットフォン利用回線の契約について、契約の解除又は[エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社](#)の[I P通信網サービス契約約款](#)に定める第2種契約の契約内容の変更に伴い第2種ドットフォン利用回線からそれ以外の電気通信設備への変更があった旨の届出があったとき並びにその事実を知ったときは、その第2種ドットフォン契約を解除します。

2（略）

3（略）

第26条～第36条（略）

第16条～第17条（略）

（第2種ドットフォン契約申込みの承諾）

第18条 当社は、共通編第10条（I P通信網契約申込みの承諾）第1項の申込みがあった場合、第2種ドットフォン契約の申込者が、当社の推奨するボイスハードウェア等を使用することを条件として、その請求を承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、共通編第10条第2項に規定するほか、次の場合には、その第2種ドットフォンサービスの申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 第2種ドットフォンサービスの申込みをした者が、第2種ドットフォン利用回線に係る契約者と同一の者とならないとき。
- (2) 第2種ドットフォンサービスを利用する場所と第2種ドットフォン利用回線に係る電気通信設備の設置場所が同一とならないとき。
- (3) 第2種ドットフォン利用回線に係る電気通信設備において、[株式会社NTTドコモ](#)の[I P通信網サービス契約約款（OCN）](#)に定める第1種ドットフォンサービスを利用しているとき。

第19条～第23条の2（略）

（第2種ドットフォン契約に基づく権利の譲渡）

第24条 当社は、共通編第13条（I P通信網契約に基づく権利の譲渡）第1項及び第2項の規定により第2種ドットフォン利用権（第2種ドットフォン契約者が第2種ドットフォン契約に基づいて第2種ドットフォンサービスの提供を受ける権利を言います。以下同じとします。）の譲渡の承認を求められたときは、共通編第13条第3項のほか、第2種ドットフォン利用回線に係る第2種利用権（[株式会社NTTドコモ](#)の[I P通信網サービス契約約款（OCN）](#)に定める第2種契約者が第2種契約に基づいて第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受ける権利を言います。）の譲渡が認められない場合を除いて、これを承認します。

（当社が行う第2種ドットフォン契約等の解除）

第25条 当社は、第2種ドットフォン契約者からその第2種ドットフォン契約に係る第2種ドットフォン利用回線の契約について、契約の解除又は[株式会社NTTドコモ](#)の[I P通信網サービス契約約款（OCN）](#)に定める第2種契約の契約内容の変更に伴い第2種ドットフォン利用回線からそれ以外の電気通信設備への変更があった旨の届出があったとき並びにその事実を知ったときは、その第2種ドットフォン契約を解除します。

2（略）

3（略）

第26条～第36条（略）

(回線による制約)

第37条 ドットフォン契約者は、共通編第27条(回線による制約)に規定するほか、当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款及び料金表の定めるところにより、第2種ドットフォン利用回線を使用することができない場合(当社が別に定める理由により使用することができない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)においては、ドットフォンサービスを利用することができない場合があります。また、この場合においてドットフォン契約者がボイスモードを利用しているときは、そのボイスモードの通話が切断される事があります。

2 第2種ドットフォン契約者(タイプ1に係る者に限ります。)は、第2種ドットフォン利用回線において、[エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社のIP通信網サービス契約約款](#)に定めるIPv4タイプ以外の通信プロトコルのみを利用する場合、第2種ドットフォンサービスを利用することはできません。

(注) 本条に規定する当社が別に定める理由は、DSL回線に係る共通編別記2の(1)に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するDSL方式に起因する事象によるものとします。

第38条～第48条(略)

別記(略)
料金表(略)

(回線による制約)

第37条 ドットフォン契約者は、共通編第27条(回線による制約)に規定するほか、当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款及び料金表の定めるところにより、第2種ドットフォン利用回線を使用することができない場合(当社が別に定める理由により使用することができない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)においては、ドットフォンサービスを利用することができない場合があります。また、この場合においてドットフォン契約者がボイスモードを利用しているときは、そのボイスモードの通話が切断される事があります。

2 第2種ドットフォン契約者(タイプ1に係る者に限ります。)は、第2種ドットフォン利用回線において、[株式会社NTTドコモのIP通信網サービス契約約款\(OCN\)](#)に定めるIPv4タイプ以外の通信プロトコルのみを利用する場合、第2種ドットフォンサービスを利用することはできません。

(注) 本条に規定する当社が別に定める理由は、DSL回線に係る共通編別記2の(1)に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するDSL方式に起因する事象によるものとします。

第38条～第48条(略)

別記(略)
料金表(略)